

平成30年度 第1回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	平成30年 4月25日 (水)			
開 催 場 所	役場第1会議室			
開 催 日 時	平成30年 4月25日 午後 13時 30分 開 会			
	平成30年 4月25日 午後 17時 30分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	大竹 恭弘	5 番	神谷 正
	2 番	謝花 喜美	6 番	比嘉 盛和
	3 番	大城 司	7 番	米須 清和
	4 番	鈴木 江美子	8 番	與那嶺 清
欠席委員番号				
議事録署名委員	8 番	與那嶺 清	1 番	大竹 恭弘

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から平成30年度 第1回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>委員は8名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議 長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、書記には内間 稜(うちま りょう)さん、議事録署名委員には、8番 與那嶺 清(よなみね きよし)委員、1番 大竹 恭弘(おおたけ やすひろ)委員を指名します。
議 長 (日程第2)	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、よって会期は本日1日間と決定します。
議 長 (日程第3)	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	(諸般の報告) 報告1 平成30年度面接・総会予定表について
議 長 (日程第4)	<p>では日程第4に入る前に、報告を行います。</p> <p>議案第9号「平成29年度の目標及び達成に向けての活動の点検・評価(案)および平成30年度の目標及び達成に向けた活動計画(案)について」は、会議の議題となる前に、事務局から議案撤回の申し出がありました。内容の検討が不十分のため、議案撤回の申し出がありますので、議事日程より削除いたしますので、ご了承願います。</p> <p>日程第4 議案の宣告をいたします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農用地利用集積計画の意見決定について</p> <p>議案第3号 非農地証明願いについて</p> <p>議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第5号 農地転用事業計画変更承認申請について</p> <p>議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について</p>

	<p>議案第 7 号 農業委員会会議規程の一部改正について</p> <p>議案第 8 号 農業委員会会議規則の一部改正について</p> <p>議案第 10 号 下限面積（別段の面積）の設定について</p> <p>以上です。</p> <p>本日提案された議案第 1 号から第 10 号までですが、そのうち現地調査を必要とするのが 11 件ございますので、現地調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地調査のため休憩をいたします。
	<p>休憩（現地調査） 午後 13時 40分</p> <p>再開 午後 13時 45分</p>
議 長	<p>では、休憩前に引き続き再開します。</p> <p>ただ今より、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料 1 ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて、3 条申請の内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、2 ページにあります【別添】「3 条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。</p>
議 長	ただ今、議案第 1 号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	議案第 1 号について異議はございませんか。

	(異議なしの声あり)
議長	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。</p> <p>なお、本議案は、私、議長の関係する事案が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限により、該当する事案は分けて審議・採決します。</p> <p>最初に、利用権設定等関係、整理番号1から10について審議・採決を行います。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。</p> <p>お手元の資料 3ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて農用地利用集積計画整理番号1から10についての内容を説明)</p> <p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	ただ今、議案第2号の利用権設定等関係の整理番号1から10についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
委員	1番の浦添の人って浦添市なのですか。
事務局	浦添市です。住所は。
委員	これ農地って持っているのですか。
事務局	農地を持っていて、(浦添市の) 耕作者証明の提出もあります。今帰仁で4,000㎡くらい(農地を)持っています。
委員	じゃあ、実績ある人なんですね。わかりました。
議長	議案第2号 利用権設定等関係の整理番号1から10について異議

	<p>ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係、整理番号1から10については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号 利用権設定等関係の整理番号11・12及び所有権移転関係については審議、採決を行います。謝花職務代理、審議及び採決をお願い致します。</p> <p>(議長 退席)</p>
職 務 代 理	<p>よろしくお願ひします。議長が退席されましたので、事務局の説明をお願い致します。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」の整理番号11・12及び所有権移転関係について説明いたします。</p> <p>お手元の資料 4ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて農用地利用集積計画整理番号11・12及び所有権移転関係についての内容を説明)</p> <p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
職 務 代 理	<p>ただ今、議案第2号の利用権設定等の関係、整理番号11・12及び所有権移転関係についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
職 務 代 理	<p>質疑なしの答えがありましたので、(議案第2号の利用権設定等関係、整理番号11・12及び所有権移転関係について) 異議はないでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>

職 務 代 理	<p>議案第2号利用権設定関係、整理番号11・12及び所有権移転関係について異議なしと認め、原案通り可決決定いたしました。</p> <p>議事が終了しましたので、議長の米須委員に対する議事参与の制限を解除いたします。</p> <p>(議長 着席)</p>
議 長	<p>それでは、続きまして、議案第3号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第3号「非農地証明願いについて」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料 7ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明)</p> <p>以上の農地につきまして現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、議案第3号の説明が終わりましたが、2番から7番は(現場確認の結果、非農地でないと判断し)否決を致したいと思います。残りの1番と8番にご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第3号について異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第3号「非農地証明願いについて」1番と8番については、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第4号「農地法第4条の規定による許可</p>

	<p>申請について」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料 9 ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて、4 条申請の内容を説明)</p> <p>なお、同地においては、すでに墓地が建設されており、違反転用状態となっていました。今回、正式な手続きを行い、違反転用状態を改善するための追認となっています。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>議案第 4 号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
委 員	<p>これちゃんと書類 (始末書、隣地承諾書) つけています？</p>
事 務 局	<p>始末書をつけてもらっています。</p>
委 員	<p>これ面接を (今月の) 16 日にやったのですが、(私が) 立会したのですが、始末書は一応ついていました。でも、隣地承諾書はついてなかったの、住民課に出されている周辺の人との協議 (墓地等事前協議、隣接住民等協議結果報告) を向こう (沖縄県) は求めているんですよ。周辺の住民と隣接地と区長への協議を (こちらが) 求めているっていう書類を (住民課に) 提出しコピーしてもらい、その写しを申請書類につけさせることで一応周辺から同意を得ているという、隣地の承諾書にかえて提出してもらおうことにしました。それで、工事は去年の 10 月くらいからの話ではありますけど、これ一期工事と二期工事に分けているじゃないですか。これ申請は結局。</p>
事 務 局	<p>申請は今のところだいたい前の工事と今度の 9 月から 12 月…</p>
委 員	<p>2 つに分けてですか？これ県に確認してそうした方がいいっていう話？</p>
事 務 局	<p>そうです。</p>
委 員	<p>…それで、一期工事はすでにやっているの、始末書で、二期工事でも事前着工はしているけど 9 月から 12 月までに今、上にお墓を設置するっていう 2 つの工事に分けての申請に切り替えての転用申請ってこ</p>

	とにしましたよね？
事務局	はい。
委員	で、厳しく一応指導…、あまり厳しくはないと思いますけど、したつもりです。ということで。
議長	議案第4号について、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私のほうから議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」を説明いたします。 お手元の資料 10ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、事業計画変更承認申請の内容を説明) 以上です。
議長	ただ今、議案第5号の説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。
	(質疑なしの声あり)
議長	議案第5号について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
	議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」は、異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私のほうから議案第6号「農地法第5条の規定による許可

		<p>申請について」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料 11 ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて5条申請の内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>	
議	長	<p>ただ今、説明がありました、議案第6号についてご意見・ご質問はございませんか。質問あります?はい、どうぞ。5番?</p>	
委	員	<p>5番は1回戻して、再度出してもらおうと思うのですが、当初(計画)との面積も(計画と違って)大きいですし、今日の(現場)説明聞く限りちょっと難しいと思うのですが。</p>	
議	長	<p>じゃあ、採決しましょうね。(5番)否決と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>…それでは多数(挙手)がありますので、番号5番については否決いたします。</p>	
議	長	<p>それでは、(議案第6号の)残りの案件に介しましては異議ございませんか。</p>	
		(異議なしの声あり)	
議	長	<p>異議なし。とのことでありますので、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」は異議なしと認め可決いたします。</p> <p>続きまして、議案第7号「今帰仁村農業委員会規程の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>	
事	務	局	<p>それでは、私のほうから議案第7号「今帰仁村農業委員会規程の一部改正について」説明いたします。</p> <p>お手元の資料13ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて、今帰仁村農業委員会規程の一部改正についての内容を説明)</p>

		以上です。
議	長	議案第7号について説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なしの声あり)
議	長	…よろしいでしょうか。では、ただいま説明がありました議案第7号について異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第7号「今帰仁村農業委員会規程の一部改正について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第8号「今帰仁村農業委員会会議規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		それでは、私のほうから議案第8号「今帰仁村農業委員会会議規則の一部改正について」説明いたします。 お手元の資料16ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて今帰仁村農業委員会会議規則の一部改正についての内容を説明) 以上です。
議	長	議案第8号について説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なしの声あり)
議	長	議案第8号について異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第8号「今帰仁村農業委員会会議規則の一部改正について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第10号「下限面積(別段の面積)について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

<p>事務局</p>	<p>それでは、私のほうから議案第10号「下限面積（別段の面積）について」説明いたします。</p> <p>お手元の資料32ページをお開き下さい。</p> <p>（議案書に基づいて下限面積の内容を説明）</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今、議案第10号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>（質疑なしの声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>議案第10号について異議ございませんか。</p>
	<p>（異議なしの声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>議案第10号「下限面積（別段の面積）の設定について」は、異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>本日の日程はすべて終了いたしました。 次回の農業委員会総会は平成30年5月28日(月)を予定しています。これにて平成30年度第1回総会を閉会します。</p>
	<p style="text-align: right;">閉会時刻 午後 17時 30分</p>
	<p style="text-align: right;">会長 米須 清和 印</p>
	<p style="text-align: right;">議事録署名委員</p>
	<p style="text-align: right;">印</p>
	<p style="text-align: right;">印</p>